

利府町水道事業及び下水道事業低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第10第1項（同施行令第167条の13において準用する場合を含む。）に基づき、建設工事に関し一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）により契約を締結しようとするときに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合等における落札者の決定に関し必要な手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事執行者 水道事業管理者又は下水道事業管理者若しくはその委任を受けて工事に関する契約を締結し、執行するものをいう。

(調査基準価格)

第3条 工事執行者は、対象工事を競争入札により契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

ただし、工事執行者がやむを得ない事情があると判断したときは、利府町水道事業及び下水道事業会計規程（昭和54年企管規程第7号）第97条の規定により例によることとされる利府町建設工事執行規則第12条に規定する最低制限価格を設けることができるものとする。

(調査)

第4条 入札執行者は、競争入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するものとする。

- 2 工事担当班長は、前項の場合において、最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められるか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるか否かについて調査をするものとする。

(審議)

第5条 工事担当班長は、前項の規定による調査の結果について別に定める利府町水道事業及び下水道事業建設工事条件付一般競争入札委員会（以下「委員会」という。）の審議を受けるものとする。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、前条の規定による委員会の審議の結果、最低入札価格によっても最低入札価格者により契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められない場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱

すこととなるおそれがなく著しく不相当と認められない場合は、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定による委員会の審査の結果、最低入札価格によっては最低価格入札者により契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当と認められる場合は、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3 入札執行者は、前条の規定により、最低価格入札者を落札者としない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い入札価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

4 第2項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときには、当該次順位価格及び当該次順位価格の入札をしたものにつき第4条から前項までの規定を準用する。

（落札者等に対する通知）

第7条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者、最低の価格をもって申込みをした者等で落札者とならなかった者及びその他の入札者に対して入札の結果（別紙様式）を通知するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 入札執行者及び工事担当班長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札公告、現場説明及び入札執行の際に次の事項を説明し、周知するものとする。

- （1） 低入札価格調査制度を適用する入札であること。
- （2） 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づき低入札価格を調査するための基準があること。
- （3） 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- （4） 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- （5） 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

（その他）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。